

監査結果に係る措置通知書

|  |   |  |
|--|---|--|
| ガス局  |   |  |
| 監査結果<br>(指摘事項)   | 改善措置  |  |
| <p>(1) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が1件100万円以下の業務委託については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号により随意契約することができる。また、随意契約の予定価格は、同施行令に定める金額の範囲内で変更して契約することができる。とされている。</p> <p>ところが、契約原料課においては、リビング営業課発注の広報誌製作業務委託に係る契約において、4者による見積合わせを行ったところ、予定価格を超過したことから、増額変更して相手方を決定したが、同施行令に定める金額を超えて随意契約を行っていた。</p> <p>随意契約の締結にあたっては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に定める要件に該当するか十分に吟味し、関係法令等に則り、適正に事務処理を行う必要がある。</p> | <p>契約担当課（契約原料課）において課内研修を実施し、随意契約において予定価格の変更により地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に掲げる金額を超えるときは入札を行うものとし、同項第2号から第9号までの要件に該当しない限り、随意契約によることができない旨を周知徹底するとともに、随意契約で予定価格を変更する際の注意点をリスクチェックの対象に追加した。</p> <p>なお、平成29年度の広報誌製作業務委託については、関係法令等の規定に則り、指名競争入札により契約を締結した。</p> <p>課内研修実施日 平成29年1月5日<br/>リスクチェックの対象に追加した日 平成29年1月5日</p> |  |